

労働災害による死亡者数を20%以上、死傷者数を5%以上減少させるために！

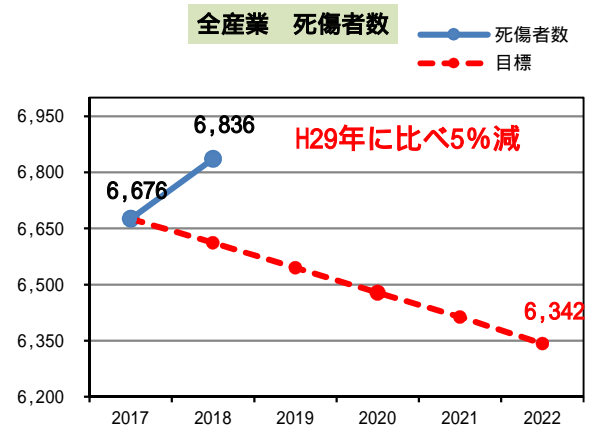
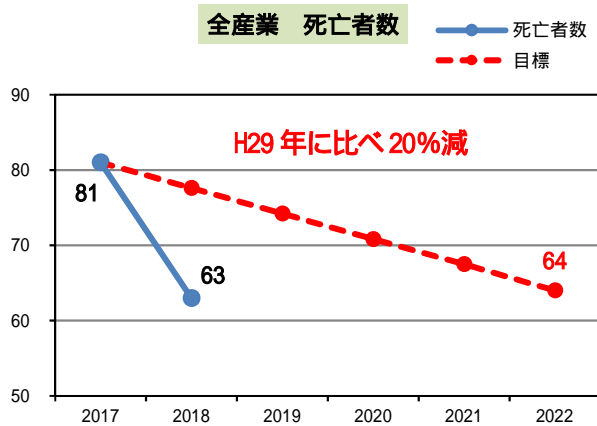
(第13次労働災害防止計画の2年目に向けて)

北海道労働局 労働基準部 安全課

北海道労働局では、第13次労働災害防止計画(2018年度～2022年度)に基づき、計画期間の5年間で、死亡者数を20%以上、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させる取組を進めています。

1年目の現状では、平成30年の死亡者数は、平成29年と比べ22.2%(18人)減少しており、目標達成の水準にありますが、死傷者数は2.4%(160人)増加しており目標達成に向けて厳しい状況にあります。

このため、第13次労働災害防止計画の2年目の北海道労働局の取組内容を北海道内の各事業場・団体にお知らせし、一層の労働災害防止に取り組んで戴くことを目的として、本リーフレットを作成しました。



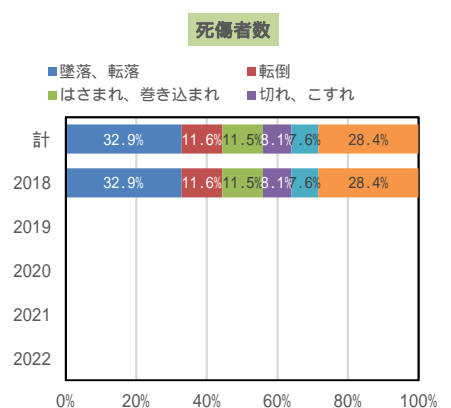
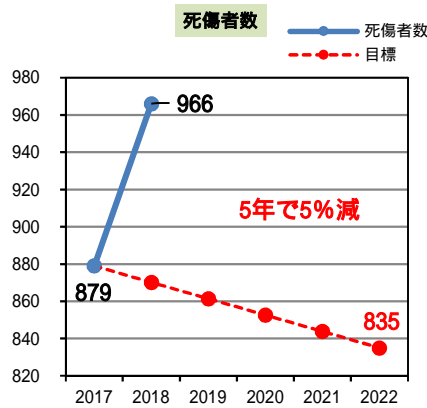
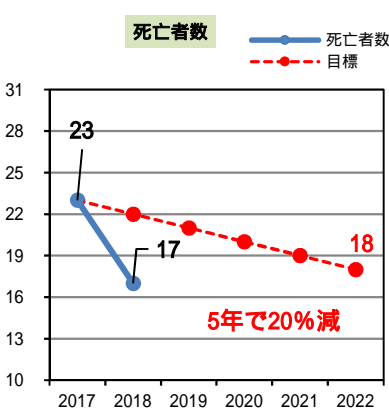
1 業種別の取組事項

(1) 建設業

[現状]

死亡者数、死傷者数とも、「墜落・転落」によるものが3割以上と最も多く、その内、足場等からが17.9%、はしご・脚立等からが22.35%、屋根等からが18.0%となっている。

ここ数年は、足場以外からの墜落による災害が増加しているほか、建設機械等との接触、クレーン等の転倒による災害も多く発生している。



[取組]

墜落・転落災害防止対策

ア 足場及び屋根・はり、建築物、はしご・脚立等からの墜落・転落防止措置の徹底

イ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」(平成27年5月20日一部改正)に基づき、「より安全な措置」等の一層の普及促進

ウ ハーネス型墜落制止用器具の使用の普及促進

建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊災害防止対策、統括安全衛生管理についての取組

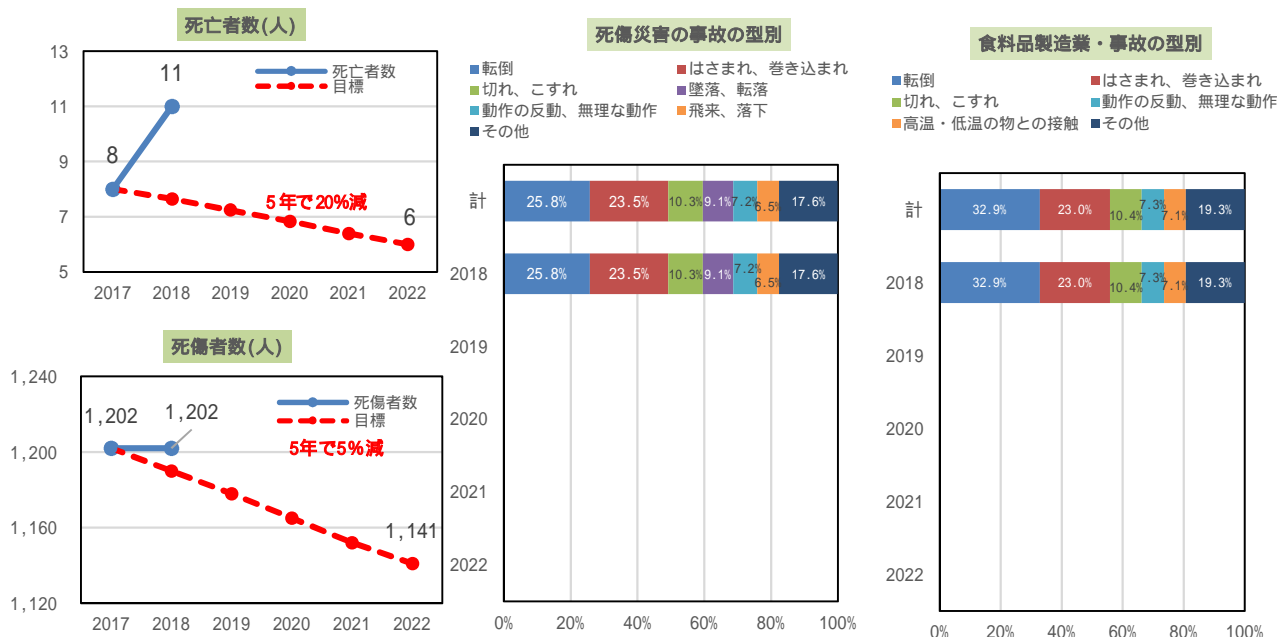
災害が多発する4月～6月の建設工事着工期、7月～9月の建設工事最盛期、10月～12月の建設工事追い込み期における、各期の特徴に応じた労働災害防止対策についての取組

(2) 製造業

[現 状]

死傷災害は、「転倒」によるものが最も多く発生し、次に機械（食品加工用機械及び一般動力機械、金属・木材加工用機械等）による「はさまれ・巻き込まれ」災害であり、この二つで半数を占めている。

製造業における死傷災害のうち半数以上（51.3%）を占める食料品製造業については、「転倒」の比率が32.2%と特に高くなっている。



[取 組]

機械災害への安全対策の徹底

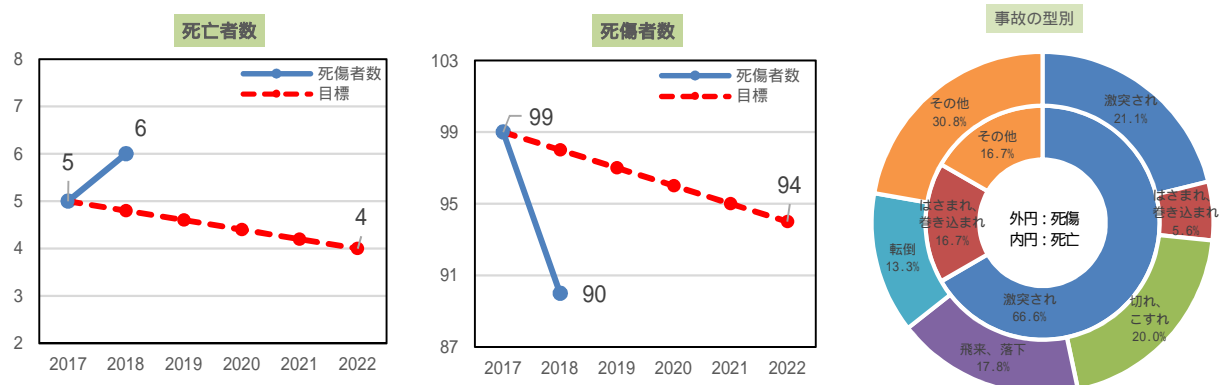
転倒災害防止対策の推進

パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する雇入時の安全衛生教育の確実な実施

(3) 林業

[現 状]

死傷者数は、2017に初めて100人を切るなど、死傷者数は減少傾向にある。しかし、死亡者数は減少しておらず、伐木作業中の発生が約5割を超えている。特にかかり木に激突される災害が多くなっている。



[取 組]

伐木作業における基本的な安全対策

ア 改正労働安全衛生規則の周知を図る。(特別教育等)

イ「かかり木の処理の作業におけるガイドライン」に沿った安全作業の徹底

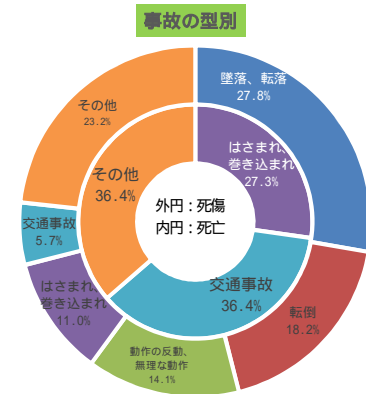
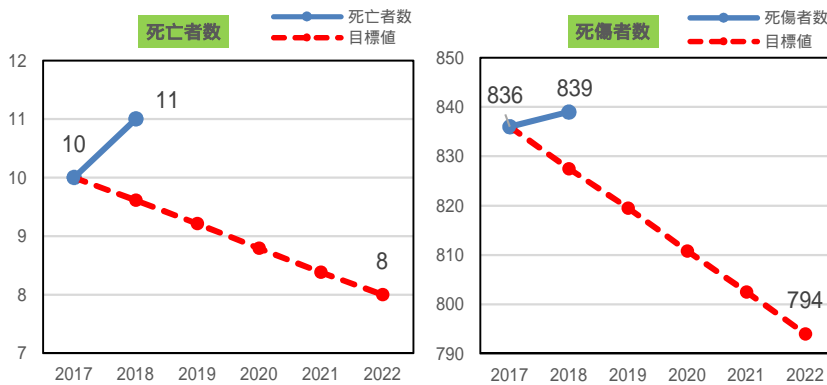
ウ「チェーンソーによる伐木作業等作業の安全に関するガイドライン」に沿った安全作業の徹底

(4) 陸上貨物運送事業

[現 状]

死亡者数は、「交通事故」が36.4%と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」が27.3%となっている。

死傷者数は、「墜落・転落」によるものが最も多く27.8%、「転倒」が18.2%、「動作の反動・無理な動作」が14.1%の順となっている。



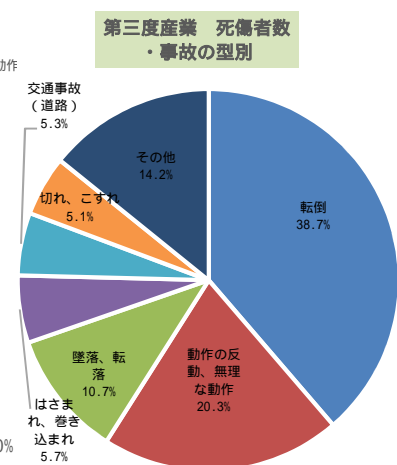
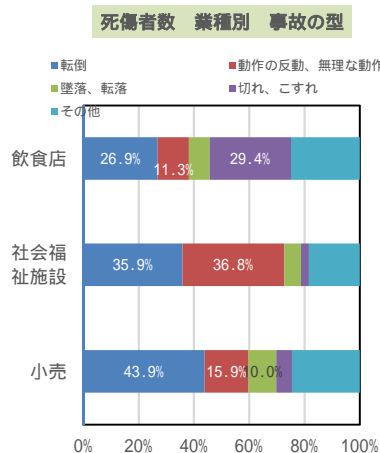
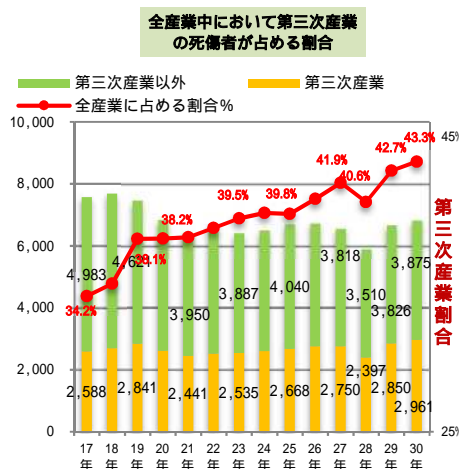
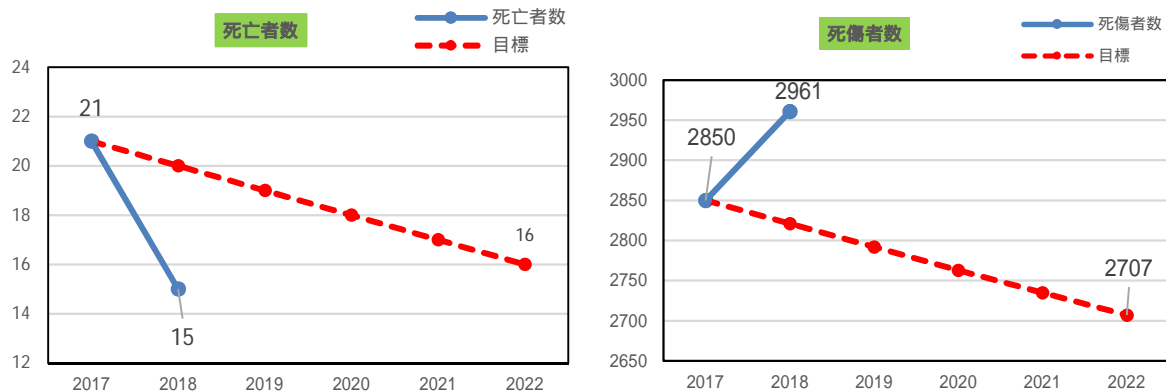
[取組]

- 「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づいた安全作業の徹底
- ア 安全衛生教育の実施
- イ 安全作業連絡書の活用
- ウ 安全衛生協議組織の設置
- 「荷役作業場所のチェックリスト」の活用
- 交通労働災害防止の徹底

(5) 第三次産業

[現状]

死亡者数、死傷者数はともに減少している。事故の型別では転倒、動作の反動・無理な動作（主に腰痛）によるものが多く、特に小売業においては発生件数の44.2%が転倒災害である。



[取組]

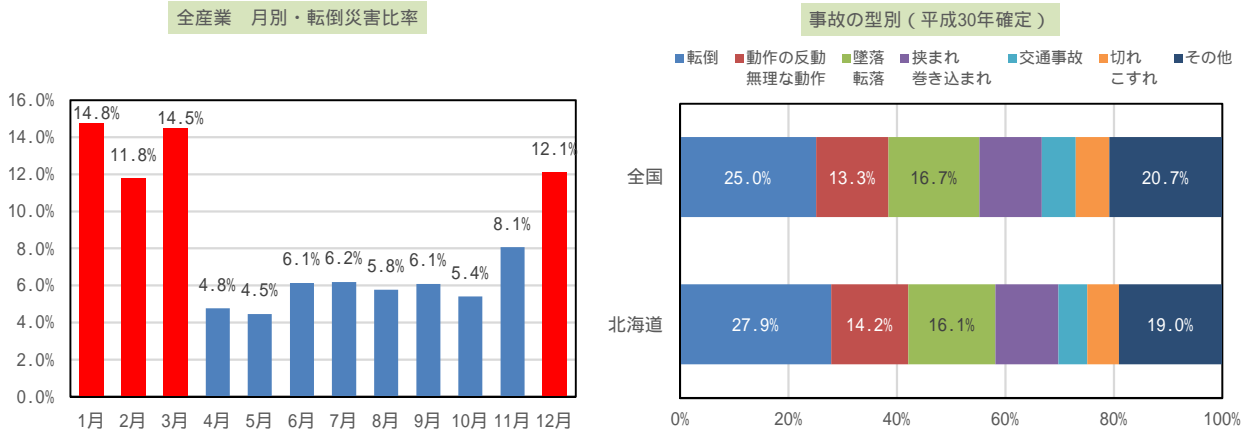
- 安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）
- 安全衛生教育による、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）危険予知活動等の促進
- パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施
- 転倒災害防止対策の推進
- 腰痛災害が多発している社会福祉施設における腰痛予防対策の推進

2 転倒災害防止（全業種共通の重点取組事項）

[現 状]

全死傷者数のうち、転倒災害の割合は27.9%であり、全国における発生割合より2.9ポイント高くなっている。

これは、12月から3月の冬季間における発生が53.2%を占めていることから、冬季の積雪、路面等の凍結による影響が大きいと考えられる。



[取 組]

- 「STOP! 転倒災害プロジェクト」、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動（12月～3月）」の取組
 - ア 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進等による、職場環境の改善
 - イ 転倒しにくい作業方法の確立、作業に適した靴の着用、転倒しないための靴選び
 - ウ 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所の確認と労働者への周知。通路等への凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）、屋外や屋外に通じる階段へのすべり止めの設置等

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、「交通労働災害の現状と防止対策」「STOP! 転倒災害プロジェクト」「安全衛生優良企業公表制度」「第13次労働災害防止計画」「あんぜんプロジェクト」等の安全活動に役に立つ資料を掲載していますので、ご活用ください。

北海道労働局のホームページにも、労働災害防止に関するリーフレットを掲載していますので、ご活用ください。

【掲載場所】

北海道労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について

本統計は、平成30年確定値による。
(H31.4)